

(その1)

計	繰越	検算	転記	0	0
半	半	鈴	07	0	0

台帳番号	100500
------	--------

収支報告書

令和 4 年分 (令和 年 月 日開催分)



(ふりがな)

1 政治団体の名称

いづみか
いづみ会

2 主たる事務所の所在地

茨城県取手市井野 3-10-17

3 代表者の氏名

小泉俊明

4 会計責任者の氏名

小泉友梨佳

事務担当者の氏名

海老原晴江

(電話)

0297-70-5123



政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2
<input type="checkbox"/> 政党の支部	第1項の規定による政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金団体	<input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体
	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
<input checked="" type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
<input checked="" type="checkbox"/> 有	
<input type="checkbox"/> 無	
公職の種類	衆議院議員 茨城県第3区(候補者)
資金管理団体の届出をした者の氏名	小泉俊明

国会議員関係政治団体の区分	
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	小泉俊明
公職の種類	衆議院議員 茨城県第3区(候補者)

資金管理団体の指定の期間	
令和 年 月 日から	
令和 年 月 日まで	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
令和 年 月 日から	
令和 年 月 日から	

100500

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額						十億				百万	2	9	5	6	千	4	7	5	円
(前年からの繰越額)												1	9	6		4	7	3	
(本年の収入額)											2	7	6	0		0	0	2	
支 出 総 額											2	5	9	7		7	0	4	
翌年への繰越額												3	5	8		7	7	1	

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

金 額						十億				百万	2	4	0	0	千	0	0	0	円
員 数																2	7	7	人

(2) 寄 附

ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額										備 考								
(ア) 個人からの寄附						十億				百万	3	6	0	千	0	0	0	円	
【うち特定寄附】																			内訳はその7(7)-1
(イ) 法人その他の団体からの寄附																			0
(ウ) 政治団体からの寄附																			0
小計(ア)+(イ)+(ウ)											3	6	0	0	0	0	0		0
【寄附のうち寄附のあっせんによるもの】																			0
イ 政党匿名寄附																			0
合計(ア+イ)											3	6	0	0	0	0	0		0

(その6)

(6) その他の収入											
摘 要		金 額								備 考	
		十億		百万		千		円			
こ の 頁 の 小 計											〇
1 件 10 万 円 未 満 の も の											〇
合 計											〇

(注) 1件10万円以上の収入は個別に記載し、10万円未満の収入は一括して記載してください。

(その7)

(7)-1 寄附の内訳										寄附者の区分		個人からの寄附			
寄附者の氏名	金額							年月日			住所		職業	備考	
	十億	百万	千	円	令和	年	月	日							
小泉俊明			3600000	0	4	1	1		取手市青柳	434-4	会社員	事務所 無償提供分			
この頁の小計			3600000	0											
その他の寄附				0											
合計			3600000	0											

(注1) 同一者からの年間5万円を超える寄附は個別に記載してください。
(注2) 寄附をした者(団体等)ごとに「名寄せ」して年月日順に記載し、その者の最後に「計」を入れてください。
(注3) 「その他の寄附」と「合計」の欄は、個人、法人その他の団体又は政治団体の寄附者の区分ごとに、最後の頁に記載してください。

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表														
項 目		金 額									備 考			
		十億			百万			千			円			
1	経常経費													
	(1) 人件費					1	5	8	8	6	4	0		
	(2) 光熱水費						1	1	4	4	6	0		
	(3) 備品・消耗品費							9	7	3	4	7		
	(4) 事務所費						2	7	6	9	2	0		
	小 計					2	0	7	7	3	6	7		
2	政治活動費													
	(1) 組織活動費						1	5	7	4	7	7		
	(2) 選挙関係費											0		
	(3) 機関紙誌の発行その他の事業費											0		
	ア 機関紙誌の発行事業費											0		
	イ 宣伝事業費											0		
	ウ 政治資金パーティー開催事業費											0		
	エ その他の事業費											0		
	(4) 調査研究費								2	8	6	0		
	(5) 寄附・交付金											0		
	(6) その他の経費							3	6	0	0	0		
	小 計							5	2	0	3	3	7	
	合 計					2	5	9	7	7	0	4		

(その15)

(3) 政治活動費の内訳						項目別区分		組織活動費 (旅費、交通費)		
支出の目的	金額					年月日	支出を受けた者の氏名(団体 にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体に あっては、主たる事務所の所在地)	備考	
	十億	百万	千	円	令和					
この頁の小計									0	
その他の支出									46680	
合計									46680	

(その15)

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分		組織活動費 (渉外費)		備考
支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)		
	十億	百万	千	円	令和				
供物代			22	000	4	7	(株)ライフクリエイト	千葉県柏市柏 5-9-1	
会費			20	000	4	10	茨城県筑波県庁舎 国政と市民の会事務局	東京都千代田区水戸町 2-2-1 茨城県第1鉄道会館 216号室	
この頁の小計			42	000					
その他の支出			68	797					
合計			110	797					

(その15)

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分		その他の経費 (金銭以外のものによる) 着払い相当分		備考
支出の目的		金額								年月日		支出を受けた者の氏名(団 体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団 体にあつては、主たる事務所の所在地)	
		十億	百万	千	円	令和	年	月	日					
事務所家賃				360	0000	4	1	1		小泉復興	取手市青柳 424-1			
この頁の小計				360	0000									
その他の支出														
合計				360	0000									

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

※有無について☑して下さい。

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ① 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- ③ 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 5 年 5 月 25 日

政治団体の名称 いづみ会

会計責任者の氏名 小泉友梨佳

印

代表者の氏名（解散する年の収支報告書にのみ記載）

印

（備考）
会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面（委任状）及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名又は記名押印による場合は、この限りでない。

政治資金監査報告書

令和5年5月25日

いずみ会

代表 小泉俊明 殿

登録政治資金監査人

加納浩夫

登録番号 第 3537 号

研修修了年月日 平成22年 5月25日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、いずみ会の令和4年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、いずみ会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

いずみ会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、いずみ会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上